

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第 38 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の場所を公職選挙法第 39 条の規定に基づき、次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 3 日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

指定する場所 別紙のとおり

投 票 区	投 票 所
桜区第 1 投票区	白 鵜 保 育 園
桜区第 2 投票区	大 久 保 中 学 校
桜区第 3 投票区	神 田 小 学 校
桜区第 4 投票区	上 大 久 保 中 学 校
桜区第 5 投票区	上 大 久 保 保 育 園
桜区第 6 投票区	大 久 保 東 小 学 校
桜区第 7 投票区	浦 和 西 体 育 館
桜区第 8 投票区	栄 和 公 民 館
桜区第 9 投票区	栄 和 小 学 校
桜区第 1 0 投票区	中 島 小 学 校
桜区第 1 1 投票区	土 合 中 学 校
桜区第 1 2 投票区	土 合 小 学 校
桜区第 1 3 投票区	桜 区 役 所
桜区第 1 4 投票区	新 開 小 学 校
桜区第 1 5 投票区	土 合 公 民 館
桜区第 1 6 投票区	田 島 公 民 館
桜区第 1 7 投票区	田 島 保 育 園
桜区第 1 8 投票区	田 島 小 学 校